公租公課の支払い猶予等と事業者への適用可否

令和2年3月26日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分野 | 対象 | 事業者（法人）に対しての適用について |
| （１）国税・社会保険料の納付の猶予等 |
| 国税 | 個人・法人 | 個人、法人の別に係わらず対象。納期限から６ヶ月以内に 申請書を提出。１年間の猶予、延滞税の一部免除。 |
| 社会保険料 | 個人・事業者 | 事業者については、社会保険の適用事業所が対象。納期限から６ヶ月以内に管轄の年金事務所に申請。1 年の範囲内 で猶予、延滞金の一部免除。 |
| （２）地方税の徴収の猶予等 |
| 地方税 | 個人・法人 | 個人、法人の別に係わらず対象。納期限から６ヶ月以内に申請書を提出。１年間の猶予、延滞税の一部免除。 |
| （３）公共料金の支払の猶予等 |
| 上水道・下水道 | 個人・事業者 | 対象、要件、手続きは自治体の判断による（総務省から通 知済み） |
| ＮＨＫ受信料 | 事業者 | ・事業所割引の適用解除期間の緩和・事業所割引の申込受理期間の延期・多数一括割引の割引適用期間の延伸上の3項目については、詳しくは下記URLのNHKホームページ参照【「まとめ支払い」の取り扱いについて】「NHK放送受信料事務取扱要領」1.(3)⑤に定める未収会員を収納対象からはずす取り扱いを、2019年度第6期（未収確定4月20日）と、2020年度第1期の請求分（未収確定6月18日）について適用しない。 |
| 電気・ガス | 個人（世帯） | 個人向け緊急小口資金等の特例対象者（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少した個人 事業主等の世帯）に対して１ヶ月間支払いを猶予。（経済 産業省から通知済み） |
| 固定電話・携帯電話 | 個人・事業者 | 各電気通信事業者の判断による（総務省より電気通信事業者４団体に宛てて要請済み）※１ |

NHK受信料の窓口

http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\_jigyousyo\_tasuu.html

※１ 3/19現在、NTTグループは、申し出があった個人・法人の全ての者を対象に、2020年２月末日以降の支払い 期限の料金を同年５月末日以降に延長することを発表。申し出の受付開始は3/23(月)午前9時以降、請求書に記 載のお問い合わせ先に連絡が必要。